



# うすい 泰彦 通信

やすひこ

泰彦

通信

第 24 号

2024年 1月28日発行

うすい泰彦通信編集委員会

安曇野市堀金三田 1160

TEL・FAX 73-4465

Email: jonen.kurasi@gmail.com

日本共産党の見解をお知らせします。ご意見をお寄せください。

2023年12月議会 一般質問

臼井議員は、一般質問で市の平和施策について質しました。



臼井議員の  
一般質問動画

臼井議員  
のLINE



## 安曇野市の平和施策の基本は 不戦、核兵器廃絶、基本的人権の尊重・発展、世界平和を！

安曇野市議会12月定例会で臼井議員は、安曇野市の平和施策に絞って一般質問をしました。

市では、「安曇野市平和都市宣言」が制定される前年の2011年から2018年まで「平和のつどいと戦没者追悼式」が8回行われ、2019年からは名称を変えて「戦没者追悼式と平和と人権のつどい」が、新型コロナウイルス感染拡大のために2020年と2021年に中止となったものの、2022年まで行われていました。ところが、今年度は、これがなくなり、平和と人権のつどいの中で行われていた「中学生の広島平和記念式典参加事業の報告会」と「人権のつどい」が別々に行われました。「戦没者追悼式と平和と人権の

つどい」を実施しないことは、日本共産党安曇野市議団が昨年市議会3月定例会で今年度当初予算案に反対した理由の一つでもありました。

「戦没者追悼式」は、先の大戦で亡くなられた戦没者を悼み、再び戦争の惨禍が起こることのないようにする思いを市民全体で確かめ合うものであり、「平和と人権のつどい」は、人権の尊重なくして平和はあり得ないことから、人権尊重と差別のない社会を目指しつつ恒久平和を願うものであると考えます。このような重要な平和施策を今年度なくして実施しなかったことは、安曇野市の平和行政の基本が確固としたものでないことが原因と考え、今議会で市の姿勢を大きく3点質問（臼井1～3）しました。

**質問** 市は、合併前の旧5町村の平和施策をどう引き継いでいるか

**答** 安曇野市平和都市宣言が制定された以上、それに従っていきたい

臼井1 合併後の市の平和施策は、合併前の旧5町村の平和施策をどう引き継いでいるのか。また、合併後の平和のつどいや戦没者追悼式、安曇野市平和都市宣言、平和と人権のつどいをどう評価しているか。

市長 旧5町村の平和に関する宣言があった。合併後のいずれの事業も、積極的に若い皆さんの参加や意見を取り入れ、平和に対する意識高揚に資する取組であり、一定の成果があった。安曇野市平和都市宣言が制定された以上、それに従って争いのない平和な社会を築くという全ての人々の願いに沿った行いをしていきたい。

旧5町村の平和都市宣言に共通している内容 【資料1】

旧町村名・宣言年月日 宣言名	核兵器の廃絶・全面禁止を願う・訴える	非核三原則の堅持・完全実施または、それを願う	広島・長崎の悲劇・惨劇を二度と・絶対に繰り返さない	恒久・永久平和は人類共通の願い	軍備拡張は世界平和の脅威軍備縮小に役割を果たす
穂高町 1985.6.24 平和都市推進の宣言	○	○	○	○	
豊科町 1987.12.15 非核平和都市宣言	○	○	○	○	○
三郷村 1987.12.23 非核平和三郷村宣言	○	○	○	○	
堀金村 1987.12.23 非核・平和堀金村宣言	○	○	○	○	○
明科町 1989.12.21 核兵器廃絶・軍備縮小・平和の町宣言	○	○		○	○

「安曇野市平和都市宣言」制定に至る経過の概要と今回の答弁について

\* 旧5町村の平和都市宣言全てに「核兵器の廃絶・全面禁止」「非核三原則の堅持」「恒久平和」の文言が入っていました。

\* 新市発足後、平林市長は議会の一般質問に対して「旧町村が平和都市宣言を持っていた。新市になっても継続している」と答弁しています。

(2006年9月定例会)

\* 市議会において「不戦・恒久平和・非核を入れた平和宣言」の要望があった(2010年12月定例会、2011年12月定例会)ものの、宮沢市長は、「不戦・非核は当然大切なことである」と答弁(2011年3月定例会)しつつも、旧町村の宣言文に共通に含まれていた「核兵器廃絶、非核三原則堅持、恒久平和」の文言が入らない宣言案を議会に提出しました。

\* その結果、市の「平和都市宣言」案は全員賛成ではなく、4分の3の賛成で可決されることとなりました。 <「宣言」の問題点>→右参照 したがって今回の質問に対して太田市長からは、「引き継いだ」についての答弁はなく、「・・・以上」という答弁になったと考えます。

## 市の平和施策の根拠となる文書がない！？

臼井2 市の平和施策(1)～(5)について ①実施することとなった経緯、②趣旨と目的、③①と②の根拠となる文書は。

(1)2011年11月に開催した第1回平和のつどい・戦没者追悼式

(2)安曇野市の平和都市宣言の制定

(3)中学生の広島平和記念式典参加事業

(4)平和と人権のつどい(第1回は2019年11月)

(5)平和と人権のつどいを開催せず、広島平和記念式典参加事業成果発表会と人権のつどいを開催

総務部長、政策部長 (下表。経緯と目的の内容は省略)

	経緯	目的	根拠文書 (△:再質問で答弁、×:答弁なし)
(1)	○	○	△ 議会議事録、市の広報、当時の担当者への聞き取り
(2)	○	△	
(3)	○	○	△ 議会議事録、当時の担当者への聞き取り
(4)	○	○	×
(5)	×*	○	×(平和のつどいがなくなったことについて。*も同様)

### 今回の答弁について

議員から執行部への質問通告書の提出と、執行部による議員からの質問内容の聞き取りが事前にされた上で的一般質問であるが、議員が再質問をしないと根拠となる文書についての答弁はされなかった。「平和のつどい」をなくすことに関わる根拠となる文書はないということだが、このようなことでよいのだろうか。「平和と人権のつどい」がなくなったことなどは、「不戦、非核」の文言もない平和都市宣言であることと、平和施策の中心となる柱が弱い事もその要因ではないかと考える。

\* \* \* \* \*

安曇野市平和都市宣言  
(2012年12月19日制定)

雄大な北アルプスの麓 清らかな水  
緑がやく 自然豊かな安曇野を  
私たちは守っていきます

健康で幸せな生活のために  
みんなで支え合い 差別のない社会を  
私たちは築いていきます

みんなの笑顔が 子どもたちの明るい未来が  
いきいきとした命の営みが続くことを  
私たちは求めていきます

平和を願う人々と手を取り合って  
全ての不安や争いをなくすために  
私たちは行動します

私たちは 美しい故郷 安曇野から  
平和な社会の実現に向け  
ここに「平和都市」を宣言します



※制定後も、2019年12月定例会には宣言に「不戦、非核」の文言を入れる等の陳情が市民団体から出され、賛否が分かれるなど不安定な宣言になっています。

国語的にも問題があります。例えば「全ての争いをなくす」という文言がありますが、「争い」には「競争、論争、裁判で争う、一刻を争う」などもあり「戦争など暴力や武力に訴える争い」以外のことまで否定する内容となっています。

# 2023年12月議会 一般質問(続)

12月議会については、日本共産党安曇野市議団ニュース62もご覧下さい

## 表面の臼井2(質問)の(5)の補足

(5)について「平和と人権のつどい」を開催しないこととなった経緯について答弁はなく、中学生の広島平和記念式典参加事業を松本大学のサポートを受けて実施し、これまで「平和と人権のつどい」の中で行われていた成果発表会を単独開催したことについての経緯や目的だけの答弁だった。以下は、その後の質問と答弁。

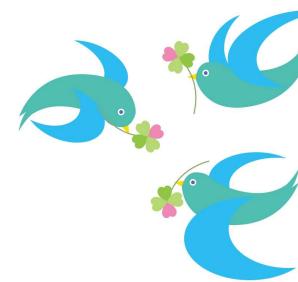
## 原爆は、戦時体制ただ中の広島に落とされた

臼井 広い世代を対象にした「平和と人権のつどい」をなぜ中学生、あるいは若い世代への波及効果ということに狭めたのか。

総務部長 狹めるという認識はない。より一層深く学習をしてもらうという趣旨だ。

臼井 平和と人権を一体として考えて「平和と人権のつどい」を行ってきたことから、縮小したと言わざるを得ない。中学生の広島平和記念式典参加事業は大いにやってもらいたい。しかし、平和と人権のつどい

から広島平和記念式典参加事業の発表を切り離したことは、戦争から原爆被害の視点をことさら強調することとなり、戦争全体を見ることが弱まることが懸念される。広島、長崎が被爆したときは、日本は既に満州事変から14年、日中戦争から8年、太平洋戦争から4年間戦争をしていた。広島市のホームページでも「広島を拠点とする第5師団は、先発隊として大陸で戦闘に加わり、その後も最前線で戦闘に参加了。軍事施設の新設や拡充が行われ、軍需産業が活発化した。1945年4月には、本土決戦に備えて第2総軍司令部が広島に置かれ、軍事基地としての重要性が増した。全国と同様に、隣組組織、配給、防空



演習、勤労作業、耐乏生活を強いられて、1945年4月からは学童疎開も加わった」とある。つまり、広島でも全ての市民が戦時体制の下で戦争を支え、銃後の守りにつき、戦争をしていた。満蒙開拓青少年義勇軍の送出人数は長野県に次いで全国第2位になっている。そういうことを考えてもらいたい。

## 臼井 あの戦争は 安曇野市史上最大の事件

**戦争は最大の人権侵害  
自由及び権利は国民の不断の努力  
によって保持すべき(憲法第12条)**

## 市長 細部は別にして全く同じ考えだ 憲法 第9条は守るべき

臼井3 78年前の戦争の位置づけ、現在の私たちの生活との関わりについて私見を述べ、市長の決意を伺う。

日本は1931年以降15年戦争と言われる戦争をしていた。1937年の日中戦争からの8年間だけでも日本人310万人、アジアの人々2,000万人以上の命を奪う筆舌に尽くし難い犠牲をもたらし、いまだにその被害が続いている侵略戦争だった。この間、安曇野市域から兵士や軍の命令に基づいて動員された戦病死者は1,681人を数える(2022年の博物館の展覧会より)。それ以外の民間人や空襲犠牲者を合わせれば、さらに多くの戦病死者となる。310万人は1940年の人口7,311万人の約4.2%。安曇野市の2023年12月1日の人口9万6,282人の4.2%は約4,000人を超える。当時1世帯5人ほどなので、5世帯に1人が亡くなることになる。そして、戦後も被爆者や遺族をはじめ、多くの方が戦争による被害を受け続けてきた。まさに2022年文書館主催の講演会講師の都倉武之氏(慶應義塾福澤研究センター准教授)が述べたように、この戦争は日本史上最大の事件であり、安曇野市史上でも最大の事件だ。このことを深く心に刻み、戦争を絶対に起こさないこと、唯一の戦争被爆国であることから、核兵器の廃絶を強く願って、市の平和施策を市民とともに進めていくべきである。

さらに、ロシアによる国連憲章違反のウクライナ侵略やイスラエルによる国際人道法違反のジェノサイドで許し難い惨禍が起きている。安曇野市を含む国際世論でこれらの蛮行を止めねばならない。

また、戦争は最大の人権侵害である。憲法第12条「自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」を生かし、人権を守り、発展させていかなければならない。(→右枠内参照)

以上、過去の戦争と核兵器に対する認識、戦争の反省から生まれた平和憲法を生かし、世界平和に貢献する立場から、市の平和施策を進めていくべきと考える。

市長 細部は別にして、基本的には全く同じ考えだ。あの戦争において多くの方が亡くなつたことは深い事実であり、戦争の惨禍を二度と繰り返してはいけないという思いは貫きたい。唯一の被爆国である。核兵器の惨禍は、決して繰り返してはならない。

私は昭和58年に初めて長崎を訪れ、たまたまアメリカの海兵隊員2人と一緒に平和資料館を見学し解説した。2人は、長崎の原爆のことをあまり知らなかった。広島、長崎で起きた悲劇を全世界にきちんと知らしめること、唯一の被爆国としてやつてきたことをもう一回訴えなければならない。私は憲法9条は守るべきだという信念を学生時代から持っている。安曇野市として平和都市宣言の文言に含まれる思いを生かして、平和の希求と核兵器根絶の戦いを続けていくべきである。

## 今年度実施しなかった

## 答 平和のつどい、戦没者追悼式は検討する

臼井 平和事業を今後どのように進めていくのか。

総務部長 広島平和記念式典参加事業の学習成果の発表の形は、検討する。平和のつどい等については検討したい。

福祉部長 戦没者追悼式は、遺族会とも調整しながら検討していく。

## 人権を奪つて進められた戦争

### 侵略戦争の反省から生まれた日本国憲法の人権条項

《》内は関連する日本国憲法の条項

日本国憲法の根底に置かれる理念が個人の尊厳《13条》である。戦前は、生命、自由、幸福追求の権利《13条》を始め憲法第3章《10~40条》に謳われる人権が踏みにじられた。戦前の日本帝国憲法には、憲法3原則の基本的人権はもちろん国民主権《1条》、平和主義《9条》に相当する条文はない。

戦前は、治安警察法によって、個人や組織による報道・出版・放送などによる意見、感情の表現の自由などが制限されていた。また、普通選挙法によって男性のみの普通選挙権が認められたが、女性を含む成年者の普通選挙権《15条》が認められたのは戦後である。その後治安維持法が制定されて、天皇絶対の体制に反対するなどの思想・良心の自由《19条》や集会・結社・表現の自由《21条》が最高刑・死刑によって厳しく制限された。これは日本共産党を始め労働者《28条》や農民の運動が対象であったが、その後天皇を頂点とする国家神道や戦争遂行に反する等として宗教団体《20条》、学術団体《23条》、芸術団体《20条》などへ拡大していった。そして、治安維持法に触れると疑われる人まで含めて裁判を受ける権利《32条》、逮捕の制約《33条》、抑留、拘禁の制約《34条》、侵入、捜索、押収の制約《35条》、拷問、残虐な刑罰《36条》、自白強要の禁止《38条》に反することが行われ、多くの人が拷問を受け、虐殺され、転向、虚偽の自白をさせられた。また徴兵制や勤労動員、学徒動員のように、奴隸的拘束や苦役の禁止《18条》や居住、移転、職業選択の自由《22条》、生存権《25条》、教育を受ける権利《26条》に反する事が行われた。



## 議員と議会を侮辱する発言に対して 取り消し動議

12月議会でえん罪被害者の迅速な救済のための「『再審法(刑事訴訟法)』の改正を求める意見書」の採択を求める陳情の討論において、内川集雄議員が「反対討論」の中で、反対理由を述べることもなく「ここにいる議員みんなこれ分かっているんですか。私はこの件に対しての判断能力がない」と議員と議会を侮辱する発言をした。これに対して井出勝正議員がこの発言を取消す動議を出し、賛成多数で動議が成立し、議長が発言取消勧告を出したが、内川議員は断った。取消動議がなければ、議会が内川議員の発言を容認したことになった。議会は異なる意見も互いに尊重し合い、議論を戦わせるところであることを確認したい。

なお、「判断能力がない」と発言した内川議員は、採決に加わった。